

仕様書

1. 件名

物流 TDM における冊子・チラシ等のデザイン作成業務委託

2. 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで

3. 履行場所

2020 物流 TDM 実行協議会が指定する場所

4. 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の期間中及びその前後においては、道路交通面での著しい交通混雑等を回避するために、企業に対する働きかけ等を含め、交通需要マネジメント（以下「TDM」という。）として、様々な取組が行われている。2020 物流 TDM 実行協議会（以下「協議会」という。）では、自動車交通の約半数を担う物流に関して、流通、物流、出版、製造等多くの業界において、円滑な道路交通を確保するための取組について、協力を要請するなど、物流 TDM の取組を実施している。

本業務では、令和 2 年度に中小企業等向けの広報を強化することを目的として、その準備として委託者から提供する素材データや既存のチラシ原稿に基づき委託者と協議の上、令和 2 年度配布用の冊子やチラシ及びホームページ・メール等での掲載に利用するデザインの作成を行う。

5. 業務内容

本業務において委託する内容は、以下のとおりとする。

（1） 競技会場周辺の交通情報をまとめた冊子

（2）に記載する競技会場一覧表の周辺情報を冊子としてまとめるため、24 競技会場別に以下の内容を盛り込むこと。なお、ページ構成やデザインは、原則、各競技会場で同様とする。

- ・ 競技会場名（大会時の名称として明記）
- ・ 会場周辺の道路情報（交通規制情報含む）
- ・ 競技種目及びスケジュール

（契約時点で（公財）東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）のホームページにおいて公表されている種目名及びセッションスケジュール）

- ・ 道路混雑予想時間
- ・ 物流 TDM における注意事項や競技スケジュール等を記載した 6～9 月分のカレンダー
- ・ その他、会場周辺の注意事項等

1 競技会場につき、総ページ数は 12 ページ程度を想定し、サイズは A5 サイズ 2 ページ見開きとする。

作成に必要な情報や使用可能な素材データ（写真、キャラクターロゴ、地図）は、委託者から提供するが、中小企業等初めて見る人でも理解できるよう留意する。なお、上記以外の項目につ

いては、必要に応じて委託者との協議の上、冊子に盛り込むこととする。

(2) 会場周辺でのスムーズな通行が可能な情報を示したマップ

上記(1)の内容を1枚にまとめたマップを作成すること。対象は、下記競技会場ごとに利用想定駅を含めて作成する。デザインはA3版1枚もの両面とし、三つ折り相当とする。なお、ページ構成やデザインは、原則、各競技会場で同様なものとする。

駅構内のルートおよび駅から会場までのルートについての情報は委託者が提供する。

(競技会場一覧)

オリンピックスタジアム	東京体育館	国立代々木競技場	日本武道館
東京国際フォーラム	国技館	馬事公苑	東京スタジアム
武蔵野の森 総合スポーツプラザ	武蔵野の森公園	有明アリーナ	有明体操競技場
有明アーバン スポーツパーク	有明テニスの森	お台場海浜公園	潮風公園
青海アーバン スポーツパーク	大井ホッケー競技場	海の森クロスカントリー コース	海の森水上競技場
カヌー・スラローム センター	夢の島公園 アーチェリー場	東京アクアティクス センター	東京辰巳国際水泳場

(3) 物流 TDM 周知チラシの更新

委託者との協議の下、令和元年度配布用として委託者から提供したチラシ(A4版1枚もの両面2種類。大会期間中のカレンダー、大会時の状況、対策例、東京都や協議会取組、クレジット等を簡単に記載したもの。)のデザインを更新し、より目につきやすく、大会直前の周知にふさわしいデザインとすること。文字の修正・変更が必要な場合は、委託者と協議して決定するものとする。

6. 成果品等

(1) 業務工程表

業務の工程表を契約確定の日の翌日から1週間以内に提出すること。

(2) デザインデータ

上記業務内容によって作成したデザインデータ全てについて、イラストレータ等編集可能なもの及びPDF等完全データそれぞれで提供すること。

提出の際には、データー式を、委託年度及び委託件名を収納ケース及びCD-ROMに必ず付記した上で納品するものとし、OSはWindows形式で表示可能なものとする。

提出期限は、令和2年3月31日(火)までとする。

7. 支払方法

業務履行完了確認後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。支払いは適法な請求があつてから 30 日以内に支払うものとする。

8. その他

(1) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(2) 一括再委託の禁止

ア 受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

イ 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

ウ 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下、「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であつてはならない。

エ 受託者は、協力会社が東京都の競争入札参加有資格者でない場合、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があつた者でないことを確認する。

(3) 秘密の保持

ア 受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

イ 受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

ウ 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

(4) 個人情報の取り扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を委託者に返却するものとする。

(5) 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針（令和元年6月1日施行）及び東京都セキュリティ対策基準（令和元年6月1日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより協議会及び東京都が被害を被った場合には、協議会又は東京都は請負者に損害賠償を請求することができる。協議会又は東京都が請求する損害賠償額は、実際に被った損害額とする。

(6) 著作権の扱い

ア 本委託契約に係る全ての成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は協議会又は東京都に帰属することとし、本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこととする。

イ 本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

(7) 受託者は、業務に係る内容が漏えいすることのないよう十分注意するとともに、データの管理体制について万全の措置を講ずること。

(8) 受託者は、組織委員会が管理する東京2020大会関連マーク（エンブレム、ロゴ、スローガン等）をはじめとしたオリンピックおよびパラリンピックの知的財産の利用にあたっては、公益財団法人東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が定める「大会ブランド保護基準」を遵守すること。なお、使用等にあたっては、十分に委託者と調整したうえで、制作すること。

(9) 契約期間満了後、新たな受託者が令和2年度の業務を受託する場合、制作物の保管等を含め、適切に業務を引継ぐこと。

(10) 別紙「暴力団等排除に関する特約条項」に則り業務を遂行すること。

(11) 本事業の履行に際し、受託者の過失により生じた事故等については、受託者がその責めを負う。

(12) 仕様書について、疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、対応するものとする。

(13) 委託者は必要に応じ、本契約の委託事務の実施状況について検査を行う。

9. 担当

2020 物流 TDM 実行協議会事務局

（東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課内）

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

TEL : 03-5320-7732 FAX : 03-5388-1227

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第17条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 契約解除に伴う措置等については、契約書第20条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
- 5 契約書第20条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

(再委託禁止等)

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当

介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。

- 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、契約から排除する措置を講ずることができる。